

5月1日～7日は憲法週間です

憲法や人権について考えましよう

憲法週間

毎年5月3日の憲法記念日を含んだ、5月1日～7日は憲法週間です。

日本国憲法は「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」を重要な3つの柱としています。

このうち基本的人権は、人間が人間らしい生活をする上で、誰もが生まれながらもっている侵すことのできない永久の権利であり、すべての人が安心して幸せに暮らせる地域社会の実現に、欠くことのできない大切なものです。

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

(日本国憲法)

いじめや虐待、高齢者・障がい者・女性などに対する差別や偏見などがなく、全ての人間が安心して暮らせるように、この憲法週間の機会に基本的人権の大切さについて考えてみませんか。



人権擁護委員制度をご存じですか？

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。全国人権擁護委員連合会ではこの日を「人権擁護委員の日」と定め、特設人権相談所を開設したり、地域住民の皆さんに人権への理解を深めてもらう活動に取り組んでいます。

有田川町には、町長から推薦されて法務大臣が委嘱した「人権擁護委員」がいます。

人権問題でお困りのときは、最寄りの法務局の人権相談窓口、または人権擁護委員までご相談ください。

私たちの町の人権擁護委員

(5月1日現在 50音順 敬称略)

- 大 西 恭 子 (井谷)
- 栗 山 昌 之 (尾中)
- 佐 々 木 信 彦 (吉原)
- 鈴 間 眞 佐 子 (三田)
- 高 居 涼 子 (明王寺)
- 中 井 彰 勇 (庄)
- 橋 本 彰 武 (水尻)
- 畑 中 泰 武 (小川)
- 前 口 芳 子 (二川)
- 山 口 芳 子 (青田)

法務省 平成28年度 啓発活動重点目標

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

■人権に関する問い合わせ

有田川町教育委員会 社会教育課

TEL 5212111
FAX 3214827